

議員提出第1号

長時間労働の規制強化を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年 3月22日

提出者 吉川市議会議員 小林 昭子

賛成者 吉川市議会議員 遠藤 義法

〃 佐藤 清治

吉川市議会議長 互 金次郎 様

提案理由 口頭

長時間労働の規制強化を求める意見書

平成 27 年 12 月の電通の女性新入社員過労自殺問題は働く者に大きな衝撃を与えています。過労死や過労自殺とみられる労働者の死亡事例は後を絶たず、平成 25 年、「過労死等防止対策推進法」施行後も、悲劇は繰り返されています。政府は「働き方改革実現会議」で、上限規制のありかたを含めて議論するとしています。

長時間労働の原因については、「残業時間の上限が法律で決まっていない」という問題もあります。残業時間については、「大臣告示」で週「15 時間、月 45 時間まで」と定められていますが、労働基準法第 36 条で時間外労働協定「36 協定」を労使で結べば 45 時間を超えた残業を行わせることができるようになっています。

政府が昨年初めて発表した「過労死対策白書」でも、時間外労働時間と「脳・心臓疾患と死亡数」が比例している事、平成 27 年度の「仕事が一因となった自殺」数が年間 2159 人と報告しています。過労死や過労自殺を生む異常な働かせ方をなくすために、残業時間の上限を法律で明記するなど、長時間労働の規制強化は不可欠です。

よって、働く人の命と健康、家族の暮らしを守り、健康で文化的な生活が保障される社会を実現していくために、長時間労働の規制強化を強く求めます。

国に於いては、残業時間の上限規制、勤務時間インターバル制度の導入、週休制の確保などの対策にとりくまれるよう強く要望します

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 22 日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

厚生労働大臣